

健康保険被保険者証に代わる常勤性(申請(変更届出)時点)の 確認書類について

令和6年12月2日以降、新たな健康保険被保険者証の発行が行われなくなったことを踏まえ、個人事業主、常勤役員等や営業所技術者等の常勤性(申請(変更届出)時点)の確認書類は以下のとおりとしています。(記載内容の詳細は、建設業許可申請の手引き P53～54 をご確認ください。)

【注意事項】

●健康保険被保険者証の新規発行終了後も、令和7年12月又は有効期限が切れるまでのいずれか早い日までの健康保険被保険者証の写しは確認書類として用いることを可能としています。

<①～⑦のいずれかの資料(申請時直近のもの)>

①健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し

※75歳以上の場合は厚生年金保険70歳以上被用者該当および標準報酬月額相当額のお知らせの写し

※建設国保等加入者については、厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し

②雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

③住民税特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)の写し

④所得証明書(市区町村発行のもの)及び対応する源泉徴収票の写し

⑤所得税の確定申告書の写し

⑥厚生年金被保険者記録照会回答票の写し

⑦法人税確定申告書(別表一)及び役員給与等の内訳書の写し

※出向者の場合は上記確認書類に加え、出向契約書等(該当者、出向元・出向先・出向期間確認できる資料等)の写しの提示を要する。

※健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、健康保険被保険者証等に記載されている保険者番号、基礎年金番号、被保険者記号・番号、マイナンバーについては、必ず消去(マスキング等)したものを提出してください。